

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄） 1

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（空気調和設備等）</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一（四）（略）</p> <p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条 <u>法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</u></p> <p>2 <u>法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</u></p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二条第一項第四号の延べ面積をいう。</u>第十五条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（特定建築物の非住宅部分の規模等）</p>	<p>（空気調和設備等）</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一（四）（略）</p> <p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条 <u>法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</u></p> <p>2 <u>法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</u></p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二条第一項第四号の延べ面積をいう。</u>第十四条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（特定建築物の非住宅部分の規模等）</p>

第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるもの）の床面積を除く。第十五条第一項を除き、以下同じ。）の合計が三百平方メートルであることとする。

2・3 (略)

(所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模)

第八条 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 (略)

(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない小規模建築物の建築の規模)

第十条 法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする。

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数)

第十一条 法第二十八条の政令で定める数は、一年間に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が百五十戸であることとする。

(分譲型一戸建て規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十二条 国土交通大臣は、法第三十条第四項の規定により、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 (略)

第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるもの）の床面積を除く。第十四条第一項を除き、以下同じ。）の合計が二千平方メートルであることとする。

2・3 (略)

(所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模)

第八条 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、新築に係る特定建築物以外の建築物の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 (略)

(新設)

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数)

第十条 法第二十六条の二の政令で定める数は、一年間に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が百五十戸であることとする。

(分譲型一戸建て規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十一条 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 (略)

(特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の戸数)

第十三条 法第三十一条の政令で定める住宅の区分は、次の各号に掲げる住宅の区分とし、同条の政令で定める数は、当該住宅の区分に応じ、一年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数が当該各号に定める数であることとする。

一・二 (略)

(請負型規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十四条 国土交通大臣は、法第三十三条第四項の規定により、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅(当該特定建設工事業者の一年間に新たに建設するその戸数が前条各号に定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。)につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 国土交通大臣は、法第三十三条第四項の規定により、その職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場又は特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該請負型規格住宅、当該請負型規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)

第十五条 法第四十条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一)とする。

2 法第四十条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床

(特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の戸数)

第十二条 法第二十八条の二の政令で定める住宅の区分は、次の各号に掲げる住宅の区分とし、同条の政令で定める数は、当該住宅の区分に応じ、一年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数が当該各号に定める数であることとする。

一・二 (略)

(請負型規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十三条 国土交通大臣は、法第二十八条の四第四項の規定により、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅(当該特定建設工事業者の一年間に新たに建設するその戸数が前条各号に定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。)につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 国土交通大臣は、法第二十八条の四第四項の規定により、その職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場又は特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該請負型規格住宅、当該請負型規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)

第十四条 法第三十五条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一)とする。

2 法第三十五条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の

面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十六条 所管行政庁は、法第四十三條第一項の規定により、法第四十一条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第四十三條第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間)
第十七条 法第四十八條第一項(法第六十一條第二項)において準用する場合を含む。の政令で定める期間は、五年とする。

床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十五条 所管行政庁は、法第三十八條第一項の規定により、法第三十六條第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第三十八條第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間)
第十六条 法第四十三條第一項(法第五十六條第二項)において準用する場合を含む。の政令で定める期間は、五年とする。